

資料2

〔 第1回提出資料 〕

地域運営組織の諸活動

地域運営組織の諸活動の概要(着眼の視点により分類)

調査方法:総務省行政経営支援室及び関係市による現地調査・聞き取り等
調査時期:平成28年11月中旬～12月初旬

① フリーライドが可能であるサービス提供

- 事例1 照葉まちづくり協会(福岡市東区)
- 事例2 NPO法人KAOの会(千葉県鎌ヶ谷市)
- 事例3 一般社団法人城野ひとまちネット(北九州市小倉北区)
- 事例4 NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント(川崎市中原区)

※エリアマネジメント事例

- 事例5 We Love 天神協議会(福岡市中央区)
- 事例6 東遊園地パークマネジメント検討協議会(神戸市中央区)

② フリーライドはできないが、地域における一定の基盤整備により初めて可能になるサービス提供

- 事例7 NPO法人助け合いなかさと(茨城県日立市)

③ 自主的な建築・まちづくりルールの策定と、その遵守の働きかけ

- 事例8 雲雀丘山手自治会(兵庫県宝塚市)
- 事例9 青葉美しが丘中部地区計画街づくりアセス委員会(横浜市青葉区)
- 事例10 美しい街岡本協議会(神戸市東灘区)
- 事例11 日進駅周辺整備を実現する会(さいたま市北区)

④ 市区町村から交付を受けた「使途が特定されない交付金」の使途の決定

- 事例12 ゆめづくり地域交付金制度(三重県名張市)
- 事例13 地域交付金制度(札幌市)
- 事例14 地域運営交付金制度(千葉市)
- 事例15 自治協議会共創補助金制度(福岡市)

⑤ 地域内の各種非営利組織等の総合調整

- 事例16 若葉台連合自治会、一般財団法人まちづくりセンター、地区社会福祉協議会、NPO法人若葉台等(横浜市旭区)
- 事例17 深谷台地域運営協議会(横浜市戸塚区)
- 事例18 NPO法人丸子まちづくり協議会(静岡市駿河区)

⑥ ①～⑤のほか、地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例

- 事例19 芝浦アイランド自治会(東京都港区)
- 事例20 大山自治会(東京都立川市)

【事例1】照葉まちづくり協会（福岡市東区） （TCA: Teriha Community Association）

ポイント	住民負担により通常より質の高い公共施設を整備・管理。さらに別途の住民負担により独自の防犯サービスを運用。
着眼の視点	①フリーライドが可能なサービスの提供 ③自主的な建築・まちづくりルールの策定と、その遵守の働きかけ ⑥地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例
法人格の有無、種類	無、任意団体
住民負担割合・使途	世帯当り700円／月、主に親睦会や清掃活動等の財源（タウンセキュリティには別途料金）
地域の規模	計画戸数1514戸（平成28年10月末現在の供給戸数1090戸）

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 福岡アイランドシティの東部に位置する市住宅供給公社、博多港開発(株)、積水ハウス(株)開発(2005販売開始)の大規模住宅地。 TCAは任意団体として積水ハウスが設立。市等も積極サポート。法的拘束力はないが、売買契約時にまた賃貸住宅については重要事項説明書で説明し、戸建・分譲マンション・賃貸マンションの全世帯が加入。異なる所有形態が混在する大規模団地のコミュニティ。 戸建住宅地区、各マンションにはそれぞれ管理組合(全戸加入義務)が別途存在し、地区内の集会所の所有・維持管理を実施。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 市との管理協定により、地区内の市公園・緑地等を管理(剪定、病虫害防除等は除外)。地区内にはデベロッパーの負担(購入者に転嫁)により、通常よりグレードの高い公園・緑地・緑道等が整備されており、市と住民組織の間で管理負担の分担を定める協定を締結することを前提として開発許可されたもの。 エリア内に防犯カメラを所有・管理し、警備会社への委託により常駐警備員24時間巡回などのタウンセキュリティを運用(月額会費700円と別に、タウンセキュリティ月額料金:集合1069円、戸建1584円)。 地区計画に加え、地区ごとに建築協定、緑地協定が定められ、地区ごとの協定運営委員会によって運営。(※開発途中であり、完全に住民に運営を移行できているのは1地区) 開発段階から市とともにエリアマネジメントの検討。市はエリアマネジメントに取り組む意向があったが、共有財産管理が実際には住民の負担となることを懸念。よって住民、行政等が皆でまちに「関わる」ことがコンセプト。

【事例2】NPO法人KAOの会（千葉県鎌ヶ谷市）

総務省行政経営支援室により調査・確認

ポイント	住民負担により美観形成に資する公共施設を維持管理。
着眼の視点	①フリーライドが可能であるサービス提供 ⑥地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例
法人格の有無、種類	有、NPO法人
住民負担割合・用途	「景観維持費」としてマンション管理組合から支出（世帯当り200円程度／月）、駅前広場の美観維持活動の財源
地域の規模	3棟148世帯

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年、市が東武鎌ヶ谷駅東口土地区画整理事業に着手。平成9年、市の働きかけにより、駅前広場周辺に仮換地を受けた地権者によるまちづくり懇談会開催。平成12年、NPO法人となる。 ・平成11年、「東武鎌ヶ谷駅東口駅前空間整備に関する覚書」を懇談会全体（地権者間）で締結、同年9月「東武鎌ヶ谷駅東口駅前空間整備構想における空間整備指針」を市に提出。 ・地権者の合意、東急リバブルの参画（不動産特定共同事業法上の営業者として）、船橋信用金庫からのプロジェクトファイナンス（無担保融資）などの組合せによる土地活用に係る取り組みで、平成17年度土地活用モデル大賞・国土交通大臣賞受賞。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前地区の官民施設を一体的に管理運営（官：駅前広場を市委託事業として、民：ビル・駐車場等地権者所有床のプロパティマネジメントを収益事業として）、デザイン的一体感を維持。また、これらを継続的運営のための収益源として確保。 ・駅前広場維持管理業務（清掃・植栽管理・違法駐輪対策）を鎌ヶ谷市から受託。さらに、駅前広場に面する3棟のマンションの管理組合（全戸加入義務）と、駅前景観維持に関する業務委託契約を締結。住宅世帯あたり月200円程度に相当する額で、毎年契約を更新。各分譲時に重要事項説明書で同内容を説明。資産価値を左右する空間の景観維持に資するため、区分所有法上の理念とも整合との売主判断を得て、市の仕様を超える部分について、同予算を投じて駅前広場の美観形成活動を実施。 ・各種イベントの開催、まちづくり講演会への参画。 ・継続した取り組みにより、活動区域である鎌ヶ谷駅東口は、西口よりも路線価が約4万円／㎡も異なる。資産価値向上につながっている意義について、明確に地権者に説明することが必要との考え。

【事例3】一般社団法人城野ひとまちネット(北九州市小倉北区)

北九州市により調査・確認

ポイント	住民負担により公共施設の整備・管理の質・内容を上乘せ。さらに住民負担により独自の防犯サービスを運用。
着眼の視点	①フリーライドが可能なサービスの提供 ⑥地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例
法人格の有無、種類	有、一般社団法人
住民負担割合・用途	[TMO(Town Management Organization)基金] 住宅・個人(戸建・集合一律)10万円/戸、 施設・法人(300㎡未満)10万円/施設、(300㎡以上)50万円/施設以上 [月会費] 住宅・個人(戸建・集合一律)1700円/戸 施設・法人(300㎡未満)5000円/口以上、(300㎡以上)1万円/口以上
地域の規模	計画戸数約550戸

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・UR都市機構が施行する城野駅北土地区画整理事業地区において平成27年4月に設立。戸建住宅地、集合住宅地、生活利便施設が一体となったタウンマネジメント組織(TMO)。 ・3街区戸建団地管理組合準備委員会(株式会社パナホーム北九州)が代表理事(TMO設立時)。 ・現在宅地としては96区画分譲中。最終的に全体では約550戸の入居を予定。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・①エネルギーマネジメント(地区内データ集約による省エネ活動に役立つ情報提供、ポータルサイト運用等)、②グリーンマネジメント(共有緑地やコミュニティガーデンの管理、戸建団地管理組合(全戸加入義務)による共同管理)、③タウンセキュリティ(集会所の管理運営、防犯カメラ設置、防犯配慮プランニング、タウンマネジャー常駐等)のほか、地域外住民(準会員)も参加できる様々なクラブ(くらしラボ)を設け、交流イベントや情報発信等を実施。 ・緑地・公園等の公共施設について、住民負担により園内に芝を張る等の追加的整備を実施。この芝の維持管理等についても、住民の参画及び負担により実施。 ・TMOは、各団地管理組合及び立地施設等を統括する組織。各団地管理組合等はTMOへ加入。自治会はTMOと分離して組織する予定。 ・住民負担は一般社団法人の社員である団地管理組合(全戸加入義務)から支出予定。

【事例4】NPO法人小杉駅周辺エリアマネジメント(川崎市中原区)

総務省行政経営支援室
により調査・確認

ポイント	住民負担により、駅前公園でのイベント開催、開かれた子育て交流サロン等、住民に利用者限定しない公益的な各種活動を展開。
着眼の視点	①フリーライドが可能であるサービス提供 ⑥地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例
法人格の有無、種類	有、NPO法人
住民負担割合・用途	会員であるマンション管理組合(全戸加入義務)から月額300円×12月分を全戸数分納入
地域の規模	会員マンション9棟(約5000戸・約15000人)、既存市街地

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵小杉駅南口の再開発が始まる際、平成16年に当時の地域の代表者からなる武蔵小杉南口再開発戦略会議が発足。大規模マンションの住民を既存町内会・自治会では受け入れきれないという問題意識があった。平成19年、市まちづくり局の後押しなどもあり、(自治会ではなく)NPO法人として発足。 ・設立当時はマンション建設前であったため既存町内会の会長等10名が理事として就任。現在は、既市街地住民8人、マンション住民12人、公募10人の計30人が役員。既存市街地からの会員は減少し続けている。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理組合(全戸加入義務)から月額300円×12月分を全戸数分納入。住民には入居説明会の際に説明。現在、マンション住民からの徴収方法は会員マンションごとに異なる(管理費として徴収、管理費と別に徴収等)。 ・お祭り(駅前コアパークでのコスギフェスタ)、パパママパークこすぎ(乳幼児の両親の交流サロン)、地域清掃活動(毎月1回)、防災対策、防犯活動(自転車マナー教室、通学路危険箇所確認)、広報(HP運営、マスコミ対応)、+CAREプロジェクト(医療関係者と住民の共同活動)等に、一部行政の助成金を活用しつつ取り組んでいる。 ・共益事業として、共同コスト検討会(各会員マンションのコスト削減に向けた勉強会)、情報交換会等。 ・マンション住民で、現在の活動を支持する者も多いが、一方で、マンション住民に対しより直接還元される活動をすべきとの意見もある。現在、NPO法人という法人形態が、会員マンション会費を主な収入源としながら会員マンション住民に還元する共益的事業を展開することに不都合との問題意識から、「エリマネ改革検討会」を立ち上げ、今後のあり方を議論しているところ。公益事業を展開する組織と共益事業を展開する組織を明確に分けてはどうかとの意見がある。 ・近隣では、災害発生時のマンション住民の避難所を確保できないとされている。防災対策に向けた問題意識が高いことも、活動が支持されている背景との認識。

【事例5】We Love 天神協議会(福岡市中央区)

福岡市により調査・確認

ポイント	施設の設置者・所有者、企業などによるエリアマネジメント。安心・安全や地区の価値・集客力の向上を目指した防犯、交通マネジメント、集客イベントなどを幅広く展開。
着眼の視点	①フリーライドが可能であるサービス提供 ○エリアマネジメント事例
法人格の有無、種類	無、協議会
住民負担割合・用途	<ul style="list-style-type: none"> ・地区会員(地区内の建物・施設などの設置者・所有者など) 5万円/年 ・一般会員(地区に所在する法人、居住者、従業者など) 3万円/年(個人・非営利団体1万円/年) ・自治活動費:地区会員が建物規模(登記簿床面積)に応じて負担(10~150万円) ・組織運営, 天神交通戦略, 集客イベント等の財源
地域の規模	地区会員36会員、一般会員79会員、特別会員(行政機関、公的機関、教育・研究機関など)8会員、計123会員(平成28年5月末時点)

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・天神地区における交通渋滞や違法駐輪などの課題に対処するため、平成16年に地元企業及び福岡市により「天神社会実験実行委員会」が発足。平成17年に準備会を経て、平成18年にエリアマネジメント団体として設立。平成22年には、事業実施主体として一般社団法人「We Love 天神」設立。 ・近隣の博多区には同様のエリアマネジメント団体「博多まちづくり推進協議会」(平成20年設立。任意団体)が存在し、連携した活動も展開。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に「天神まちづくりガイドライン」を策定、幅広いまちづくり活動を展開。 ・防犯(防犯パトロール、街頭防犯カメラ運用)、来街者サービス(天神案内人ボランティア)、交通マネジメント(フリンジパーキング、公共交通利用促進運動) ・クリスマスイベント、歩行者天国、こども向けイベントなどの集客イベントを多数開催 ・地区会員・一般会員が負担する年会費、地区会員が建物の規模に応じて負担する自治活動費、事業の趣旨に賛同するものが負担する事業協賛金、市からの負担金などを財源として活動 ・イベント運営業務委託などの契約は一般社団法人「We Love 天神」が締結 ・平成27年度の活動費は、約2億3千万円(うち市の負担金1200万円)

【事例6】東遊園地パークマネジメント検討協議会（神戸市中央区）

神戸市により調査・確認

ポイント	有志市民による公園活性化の社会実験。近隣住民のほか、社会参加意欲の高い若手層などから支援者、ボランティアスタッフ、協賛企業などが活動経費負担。
着眼の視点	①フリーライドが可能であるサービス提供 ○エリアマネジメント事例
法人格の有無、種類	無、任意団体（協議会）
住民負担割合・用途	実証第1弾までは全て有志住民の負担、ボランティア、企業協賛金
地域の規模	参画団体5団体、参画企業8社、連携地縁団体2団体等

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸の玄関口である都心・三宮に位置する公園「東遊園地」の活性化策（パークマネジメント）を住民主体で検討。平成27年、市民有志が「神戸パークマネジメント社会実験実行委員会」を結成、社会実験を重ねる。 ・平成28年5月、活動の規模を拡大するため、一般社団法人リバブルシティイニシアティブ・東遊園地パークマネジメント検討協議会を発足。周辺地縁団体とも連携。 ・近隣住民のほか、社会参画意識の強い若手層から壮年層まで多様な世代で構成。中心的なメンバー3名を核に、支援者、ボランティアスタッフ、協賛企業を集めることに成功。 ・活動初期、実証第1弾までは、全て有志住民の負担、ボランティア、企業協賛金で賄う。第2弾は市から50万円の助成金含み。第3弾は市事業として委託費300万円支出あり。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・実証第1弾として、①公園内への芝生敷設（市内の他地区で使用されたイベント用芝生を再利用）、②住民が図書を持ち寄り知的交流を通じてコミュニティを醸成する「アウトドア・ライブラリー」の開催、③野外カフェの設置、④市郊外で収穫される農産物を発信する「ファーマーズ・マーケット」の開催、など。 ・第2弾は、①ファーマーズマーケット、アウトドアライブラリー、カフェの期間延長開催、②公募による活性化プログラムの展開。 ・第3弾の実証事業は、①アウトドア・カフェ、アウトドア卓球場の設置、②アウトドアライブラリー、④ヨガやミニコンサート、野外シアターなどの公募プログラムの展開、などが約4か月にわたり開催されたほか、市の公園整備事業として、公園グラウンドの全面芝生化が行われるなど、住民が主導する官民連携事業へと発展。

【事例7】NPO法人助け合いなかさと(茨城県日立市)

ポイント	公共交通空白地域において、住民負担により乗合タクシー事業を運用。
着眼の視点	②フリーライドはできないが、地域における一定の基盤整備により初めて可能になるサービス提供 ⑥地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例
法人格の有無、種類	有、NPO法人
住民負担割合・使途	世帯当たり1500円／年
地域の規模	(中里地区)人口1480人、637世帯

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・山間地域である中里地区は、公共交通空白地域で、日常生活における買い物などの足の確保が課題。運転免許の無い地域住民は近隣住民の送迎を依頼していたが、高齢化により送迎中の交通事故等の問題が発生。 ・平成19年度から地域住民と行政が協議を開始し、乗合タクシー事業の開始に至る。当時は、社会福祉協議会が実施主体であった。 ・平成21年5月、地域が乗合タクシーを運行するためのNPO法人助け合いなかさとを設立。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・全住民から会費1500円／年・世帯を徴収してNPO法人助け合いなかさとが乗合タクシー事業を運営。会費で運営経費が不足する場合は、更に協賛金として全住民から徴収。 ・ワゴン車2台を用いてデマンド(予約制)運行を実施。1外出当り300円で利用可能。 ・世帯から集めた経費で不足する部分については、上限を7割として市が補助(年間450万円計上)。 ・オペレーターと運転員も地域住民が担っている。 ・年間延べ利用者数6000人程度。

農林水産省「食料品の買い物における不便や苦勞を解消するための先進事例(平成23年8月)」、平成25年度第1回日立市公共交通会議資料、より事務局にて抜粋記載

【事例8】雲雀丘山手自治会（兵庫県宝塚市）

総務省行政経営支援室により調査・確認

ポイント	住民負担により公共施設を整備。維持管理、緑化についても住民負担で実施。緑化推進に向けた「まちづくりルール」を策定、都市計画法の地区計画等に位置付けて実効性確保。
着眼の視点	①フリーライドが可能であるサービス提供 ③自主的な建築・まちづくりルールの策定と、その遵守の働きかけ
法人格の有無、種類	無、自治会
住民負担割合・使途	世帯当り20円／月、主に花苗・花種の財源（公園・道端への植栽用）
地域の規模	約430区画

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>阪神間の郊外住宅地の先駆けとして開発（1915-昭和初期）</u>。近年の2次開発による緑の減少や地形改変により、土砂崩れ、浸水、交通事故・路上駐車等の問題発生。 ・危機感を抱いた住民により、自治会内に「<u>雲雀丘山手地区計画等推進委員会</u>」を設けて「<u>まちづくりルール</u>」策定（2000-2002）。その後、同委員会を引き継ぐ形で自治会内に「<u>雲雀丘緑化推進委員会</u>」を設立（2002）。 ・雲雀丘山手緑化推進委員会は、平成28年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰受賞。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>元々一部住民も負担して市雲雀丘山手公園を整備したが、維持管理についても住民主体で実施。</u> ・公園とその周辺の日常管理を自治会内の任意団体「<u>雲雀丘YAMATE倶楽部</u>」が主体で実施（<u>定期清掃、花木植栽等。市からの受託等ではない</u>）。民家・空地への植木植栽、桜並木復活プロジェクト、緑の勉強会・かわら版等の緑化活動。 ・自然環境と調和した緑豊かな住宅地を将来像として、<u>8つの「まちづくりルール」を策定</u>。自治会内の組織「<u>雲雀丘山手緑化推進委員会</u>」などから市に要望し、<u>都市計画法の地区計画</u>（敷地最低面積、垣・柵の構造等）、<u>市都市景観条例の都市景観形成地域</u>（既存樹木保全、緑化率・緑被率・緑視率、擁壁の位置・構造等、建築物等の形態・意匠等）として実効性確保。 ・緑の木陰の音楽会、近隣福祉施設とでのコンサート・植樹会等へ活動を展開。 ・「<u>YAMATE倶楽部</u>」「<u>雲雀丘山手緑化推進委員会</u>」いずれの活動も、市の助成なし、自治会のサポートにより実施。

【事例9】青葉美しが丘中部地区計画街づくりアクセス委員会(横浜市青葉区)

横浜市により調査・確認

ポイント	地区計画では規制・誘導できない内容等について、「街並みガイドライン」を運用。
着眼の視点	③自主的な建築・まちづくりルールの策定と、その遵守の働きかけ
法人格の有無、種類	無、自治会内委員会
住民負担割合・使途	自治会費(居住世帯当り500円/月、準会員(不動産所有者、非居住者)世帯当り200円/月)の中から支出
地域の規模	958戸(2008.2現在)
地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・東急電鉄(株)開発の住宅地(1969竣工)。住環境を守るため、転入者有志による「美しが丘個人住宅会」が発足し(1969)、<u>全国初といわれる住民発意型での建築協定を締結(1972)</u>。 ・建築協定の「穴抜け地」問題(地区の環境にそぐわないマンション建設等)解消のため<u>地区計画に移行(2003)</u>、美しが丘中部自治会の特別委員会として<u>アクセス委員会を発足(2004)</u>。地区計画施工区域と自治会の区域は一致。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画では規制・誘導できない内容等について、「街並みガイドライン」を規定し、このガイドラインによるまちづくりを進める。 ・建築行為等を行う住民は、都計法の地区計画(用途、敷地面積最低制限等)の申請と同時にガイドライン(紳士協定:地盤面変更防止、ベランダ・窓等の位置・方向等)に基づき届出。住民に街並みに影響を与える建築行為等に関心を持って見守るよう呼びかけ。 ・また、住民によるワーキンググループで地域環境保全活動(道路保全、自治会館周辺的环境整備、歩行者専用道路・遊歩道の修景計画研究等)を実施。<u>来街者に建築活動等に関する地区ルールがあることを認知してもらうための標識を2005年に設置</u>。 ・このほか、市と連携してガイドラインの存在と内容の周知を図る。

【事例10】美しい街岡本協議会（神戸市東灘区）

神戸市により調査・確認

ポイント	市許可対象外部分も対象とした屋外広告物ルール・ガイドラインを定め、自ら運用、景観法上の景観計画に位置付けて実効性確保。地域内の空き地を協議会が借り受け、質の高い公園として整備・管理（地元商店街と連携）。
着眼の視点	①フリーライドが可能であるサービス提供 ③自主的な建築・まちづくりルールの策定と、その遵守の働きかけ
法人格の有無、種類	無、任意団体（協議会）
住民負担割合・用途	住民から賛助会員を募り、会費収入を徴収。1,500円／1口（現会員数：400口） 主に広報費、会議開催経費の財源
地域の規模	人口 約1400人、事業所数 約400事業所

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市東灘区の住商混在地区（面積：約10.8ha）である岡本地区の住民・事業者により昭和57年設立。 ・昭和63年、岡本地区まちづくり協定の締結。平成元年、岡本地区地区計画の都市計画決定。平成2年、岡本駅南都市景観形成地域に指定（平成18年2月 景観計画に移行） ・「生活基盤のととのったまち」「住宅と店舗が共存・共栄するまち」「美しさと文化性が感じられるまち」をまちづくりの目標とし、活動を展開。 ・従来、以下3つのまちづくりに係るルールを策定し、それらに基づく活動を展開。 <ol style="list-style-type: none"> ①岡本地区まちづくり協定（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例） ②岡本地区地区計画（都市計画法） ③岡本駅南都市景観形成地域（神戸市都市景観条例→後に景観法に基づく景観計画に移行）
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年、市事業による助成を受けつつ、未利用空気を協議会で借受け、ポケットパーク「岡本花苑」として整備。地元商店街と連携し、花を基とした地域交流を創出。 ・さらに平成26年「屋外広告物ルール＆ガイドライン」を策定、市許可対象外の小規模広告物も含め、すべての広告物について協議会自ら運用（事前協議）を行っている。（同ルール＆ガイドラインは、同年7月景観計画に位置付けるよう提案、平成27年12月に景観計画が変更され、平成28年3月から施行されている。） ・その他、建築行為等の事前協議、季刊報の発行、花壇活動、クリーン作戦等を実施している。

【事例11】日進駅周辺整備を実現する会(さいたま市北区)

ポイント	住民の協力を得ながらまちづくりを進め、関係者の合意形成、公共施設整備に関して行政や関係機関と協働により検討、及び住宅地における生け垣ガイドライン運用等の取り組みを行う。
着眼の視点	③自主的な建築・まちづくりルールの策定と、その遵守の働きかけ
法人格の有無、種類	無、町内会内委員会
住民負担割合・用途	自治会から負担金(年12万5千円)
地域の規模	約3000人

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・従来、日進駅南北でそれぞれ駅周辺のまちづくりに関する活動が行われていたが、平成16年、JR日進駅の橋上化と駅前広場、駅周辺整備を実現を目指し、新たな会として発足。 ・行政と協働、及び地元まちづくり団体と連携により、住民主体による安全・安心のまちづくりを実践。 ・駅周辺整備が日進町全体の問題であるとして、日進町2丁目自治会に加入している全世帯を会員の範囲とする旨規約で定め、会費については、平成26年度から従来の年会費一人あたり100円を廃止し、日進町2丁目自治会及び日進町松原自治会より負担金を納入。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺整備に向けて、行政や鉄道会社と協議をする一方、専門部会「日進駅北地区まちづくり検討部会」「日進駅南地区まちづくり検討部会」を立ち上げ、それぞれまちづくりルール及びガイドラインを策定、日進駅周辺整備を実現する会が推薦する者等で構成する「まちづくり運営協議会」において事前協議等の運用を実施。さらにまちづくり憲章を制定し、啓発を行う。 ・例えば、生活道路沿いの緑化を推進し、外構の倒壊防止を図る観点から、<u>基本的に生け垣を採用することとした上で、採用すべき生け垣設置ガイドラインを定めている。</u> ・まちづくりに向けた協議・会議、勉強会の開催、日進まちづくりニュースによる広報活動などを展開。

【事例12】ゆめづくり地域交付金制度(例:錦生自治協議会)(三重県名張市)

ポイント	用途自由で補助率や事業の限定がない市交付金。住民主体の地域づくり組織が用途を決定。高齢者サロン事業やバス運行等の様々な事業を展開。
着眼の視点	④市区町村から交付を受けた「用途が特定されない交付金」の用途の決定
法人格の有無、種類	(錦生自治協議会)有、認可地縁団体

主な活動内容・特徴等 地域や活動の経緯	<p>【「ゆめづくり地域交付金」制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年4月制定の「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」に基づき交付される。概ね小学校区を単位とする「地域づくり組織」(市内全域15地域)を設立し、<u>地域住民が交付金をもとに自己決定・自己実現を図る仕組みとして構築。</u> ・この交付金は、従来の地域向け補助金を廃止した上で、<u>用途自由で補助率や事業の限定がないものとして交付。</u> ・具体的には、①基本額(基礎額3500万円を人口割(70%)と均等割(30%)に配分)をベースに、②加算額(地区代表者協力事務費等のコミュニティ活動費を所属する基礎的コミュニティの数や人口で案分して配分)、③事務局経費(1地域あたり原則30万円を配分)、④地域事務費(基本額150万年に人口等を勘案して加算)を上乗せして算定。 <p>【錦生自治協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名張市の西端に位置。平成15年「ゆめづくり予算制度」が創設されたのをきっかけに団体設立。継続した活動基盤を確立するため、平成24年に認可地縁団体として認可取得。 ・高齢者のサロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室など、様々な事業に取り組んでいる。
------------------------	--

総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(平成28年3月)」より事務局にて抜粋記載

【事例13】地域交付金制度(例:石山地区まちづくり協議会)(札幌市)

札幌市により
調査・確認

ポイント	地域が策定する「地域活動ビジョン」を実施するための活動であれば用途は特定されない市交付金。廃線駅舎を「コミュニティサロン」として運営する等の様々な活動を展開。
着眼の視点	④市区町村から交付を受けた「用途が特定されない交付金」の用途の決定
法人格の有無、種類	(石山地区まちづくり協議会)無、各種団体で構成される協議会

<p>主な活動内容・特徴等 地域や活動の経緯</p>	<p>【「地域交付金」制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体※が策定したまちづくりの方向性である「地域活動ビジョン」を実現するための活動財源として地域交付金を交付(基本額200万円+加算額(世帯数×25円))。「地域活動ビジョン」を実施するための活動であれば用途は特定されない。 ※「地域団体」とは、市内87ヶ所に設置しているまちづくりセンター(地区内の住民組織等との連絡調整や戸籍や住民票などの諸証明の交付などを実施)を市の委託を受け自主的に運営する地域横断的な団体。委託料としては別途、835万円(人件費相当)+事務費相当額が支払われる。 <p>【石山地区まちづくり協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石山地区町内会連合会を中心として商店街や学校・福祉施設ほか、様々な団体やボランティアの緩やかなネットワーク。 ・石山地区の住民人口は10,451人、5,452世帯、高齢化率35.3% ・平成21年3月から「石山まちづくりセンター」運営を受託。 ・高齢化が進む同地区において、廃線となった定山溪鉄道の駅舎のうち、唯一現存する旧石切山駅を地域コミュニティの場として活用し、「コミュニティサロン『駅』」や「いしやま朝市」を開催。 <ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティサロン『駅』」: 第4金曜日に、ボランティアスタッフによる手料理が振舞われ、併せて、絵手紙教室や歯科医師による健康講座なども開催(参加費1人300円)。 「いしやま朝市」: 第1・3土曜日に、地域の商店や農家の商品が並ぶ。「ふれあい喫茶」も開催 ・当初参加者だった住民が、のちにボランティアスタッフとして関わるなど、地域活性化に大きく寄与。
--------------------------------	---

【事例14】地域運営交付金制度(例:第36地区地域運営委員会)(千葉市)

千葉市により調査・確認

ポイント	各種団体によって構成される学区単位の委員会に対する使途が一定自由な市交付金。ふれあいサロン運営、防災活動、交流行事や相談サービスなど、地域の実情に応じて使途を決定。
着眼の視点	④市区町村から交付を受けた「使途が特定されない交付金」の使途の決定 ⑤地域内の各種非営利組織等の総合調整
法人格の有無、種類	(第36地区地域運営委員会)無、各種団体で構成される委員会

主な活動内容・特徴等 地域や活動の経緯	<p>【「地域運営委員会」「地域運営交付金」制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区から中学校区の地域ごとに、各種団体の参加を得て設立される。地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、地区民児協、育成委員会、スポーツ振興会の参加は必須。 ・平成28年11月末現在で、11地区が設立済み、2地区が準備中。 ・従来構成各団体にそれぞれ交付されていた補助金を当該地域ごとにまとめ、地域運営委員会に対して一括して交付。交付金は、地域の実情に即して、地域が使途を一定程度※自由に決めることが可能。 <p>※①青少年の健全育成、②高齢者や障害者の支援、高齢者の生きがい対策、③スポーツ振興、④環境美化及びごみの適正排出・減量、⑤交通安全に関する事業は、原則として実施</p> <p>【第36地区地域運営委員会(千葉市美浜区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市美浜区幸町1丁目を中心とした戸建て・高層マンション約4,000世帯の地域。 ・同地区は入居後40年以上経ち高齢化率が40%を超える。 ・美化活動、幸町公園の環境づくり(清掃、安全点検、樹木管理)、高齢者支援活動。 ・平成27年11月に常設のふれあい交流館をオープン。ふれあいサロンのほか、相談会やミニ講演会などを毎月定例開催。 ・地域運営交付金を上記諸活動の展開に向けた経費として活用。
------------------------	---

【事例15】自治協議会共創補助金制度(福岡市)

福岡市により調査・確認

ポイント	各種団体によって構成される小学校区単位の協議会に対する自由度の高い補助金。
着眼の視点	④市区町村から交付を受けた「使途が特定されない交付金」の使途の決定 ⑤地域内の各種非営利組織等の総合調整
法人格の有無、種類	無、各種団体で構成される協議会

<p>主な活動内容・特徴等 地域や活動の経緯</p>	<p>【「自治協議会」制度】</p> <p>・<u>おおむね小学校区を単位として、自治会・町内会及び各種団体で構成</u>。名称や組織、活動内容などを決めて、区長に「自治協議会届出書」を提出。一定の要件※を満たせば登録。平成28年9月現在、<u>全て(149)の校区・地区で設立</u>。</p> <p>※要件 (1)①役員の民主的な選出、②協議による意思決定、③自主財源の確保、④事業計画・予算作成及び執行の透明性、⑤会計処理の透明性、を備えた規約 (2)①当該小学校区のおおむね8割以上の自治会・町内会、②次の8つの団体すべて(交通安全推進委員会、体育振興会、男女共同参画協議会、青少年育成連合会、ごみ減量・リサイクル推進会議、献血推進協力会、衛生連合会、自主防災組織)により、構成されたものであること</p> <p>【「共創補助金」制度】</p> <p>・<u>事業費 (1)まちづくり基本事業(必須) + (2)地域活性化や課題解決のための事業(任意)を補助対象</u>。(1)では、①安全・安心、②子ども、③環境、④健康、⑤スポーツ、⑥男女共同参画に関する事業を行うこととされているが、事業内容は地域に任されている。</p> <p>・<u>運営費</u> <補助限度額> ※運営費は、交付を受ける補助金の概ね1/3まで</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>校区の人口</td> <td>2,000人以下</td> <td>2,001～5,000</td> <td>5,001～10,000</td> <td>10,001～15,000</td> <td>15,001人～</td> </tr> <tr> <td>補助金限度額</td> <td>246万円</td> <td>288万円</td> <td>330万円</td> <td>362万円</td> <td>394万円</td> </tr> </table>	校区の人口	2,000人以下	2,001～5,000	5,001～10,000	10,001～15,000	15,001人～	補助金限度額	246万円	288万円	330万円	362万円	394万円
校区の人口	2,000人以下	2,001～5,000	5,001～10,000	10,001～15,000	15,001人～								
補助金限度額	246万円	288万円	330万円	362万円	394万円								

【事例16】若葉台連合自治会、一般財団法人まちづくりセンター、地区社会福祉協議会、NPO法人若葉台ほか(横浜市旭区)

横浜市により調査・確認

ポイント	自治会連合会と各種団体によって構成される協議会が、高齢化対策など、地域に不足するサービスの方針を協議、必要な担い手をNPO法人として創設・確保等。
着眼の視点	②フリーライドはできないが、地域における一定の基盤整備により初めて可能になるサービス提供 ⑤地域内の各種非営利組織等の総合調整
法人格の有無、種類	無、各種団体で構成される協議体制
住民負担割合・使途	(連合自治会)単位自治会会費等 (財団法人)委託費等 (NPO)正・賛助会員会費収入
地域の規模	74棟(分譲棟66、賃貸棟8)、人口14,576人(2016.8.1)

地域や活動の経緯	・ <u>県住宅供給公社開発の大規模高層住宅団地(1979入居開始)</u> 。戸数は市内最大。1992をピークに人口減少。高齢化率は区平均(27.8%)より高く(43.7%)、 <u>今後急速に人口減少・高齢化見込み</u> 。一方、介護認定率は区平均(17.5%)より低い(12.1%)。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>連合自治会が中核組織、まちづくりセンター(県住宅供給公社が団地内の住宅・施設等管理のため設立)がコーディネーター役として、複数団体が重層的に連携する「オール若葉台」。</u> ・<u>地域包括ケアを検討。市包括支援センターだけでは受け皿不足になる懸念から、市の支援を得て24時間見守り交流拠点を創設(2016)。</u>ここでNPO法人若葉台(地区社協が福祉課題の解決のため2009に設立)は、「いつでも見守り」(定期的安否確認、介護予防・健康づくり事業、緊急時対応、緊急時鍵開け)、「ときどきお手伝い」(生活支援、買い物代行等)。医療法人赤枝会は居宅介護支援事業所(介護サービス利用窓口)、訪問看護ステーション(商店街常駐、自宅療養者を訪問看護)。 ・NPO法人若葉台は、このほか、成年後見事業、障害者地域作業所(軽食、農作業、手作り品販売等)、就学前児向けひろばを運営。農業生産法人として農地800坪を借り入れ、地産地消をめざすとともに、中高生実習受入れ。 ・NPO法人若葉台スポーツ・文化クラブ(連合自治会の事業として2010に設立)は、スポーツ大会・教室、文化祭、演奏会等を開催。 ・各单位自治会と管理組合(全戸加入義務)により、地区内夜間パトロール。

【事例17】深谷台地域運営協議会（横浜市戸塚区）

横浜市により調査・確認

ポイント	自治会と各種団体によって構成される協議会が、高齢者の見守りなど、地域に不足するサービスの方針を協議。
着眼の視点	②フリーライドはできないが、地域における一定の基盤整備により初めて可能になるサービス提供 ⑤地域内の各種非営利組織等の総合調整
法人格の有無、種類	無、各種団体で構成される協議会
住民負担割合・使途	自治会負担180,000円／年、主に運営費の財源
地域の規模	市ハイツ764戸（4棟）、県ハイツ1506戸（19棟）、アークプラザ戸塚117戸（1棟）、計2387戸

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・県住宅供給公社、市住宅供給公社が供給した大規模中高層団地群（「ドリームハイツ」）。旧ドリームランド遊園地に隣接。1972年に入居開始。交通の不便さから利用できる公共施設、店舗、医療・福祉施設などがほとんどなく、保育所不足に悩む保護者らが自主運営による幼児教室をスタートさせた（1975年4月～）のを皮切りに、地域住民自らがまちを育ててきた。 ・2007年、県ハイツ自治会が、高齢化により人材難のため自主的活動が困難となってきたことについて区に相談の上、自治会と地域の活動団体が市「身近な地域・元気づくりモデル事業」に取り組み「ドリームハイツ地域運営協議会」を設置。 ・2011年、学校、PTAと新たな自治会の参加を得て活動エリアをドリームハイツ内から小学校区域に拡大し、団体の名称を「深谷台地域運営協議会」に変更。
----------	--

主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会と各種団体によって構成される地域運営協議会がコーディネーター役として、各種団体（現在、「子育て支援」、「高齢者・障がい者支援」、「まちづくり推進」を目的とする15団体）が活動。 ・月例会議により地域の情報・課題を共有し、各団体の活動を通じて課題解決。 ・隔月の広報誌発行（3000部／回）、協議会ポータルサイトの運営、地域紹介リーフレット（現在、改訂第4版）の発行 ・住民アンケート実施（高齢化によるニーズ変化、介護保険改正対応）、高齢者を含む要援護者の見守りや緊急連絡体制（見守りネットワーク）構築を議論
------------	--

【事例18】NPO法人丸子まちづくり協議会（静岡市駿河区）

ポイント	41単位自治会を含む96団体によって構成される協議会が、高齢者・障害者支援、防災対策など地域の課題解決に向けた方針を協議。
着眼の視点	②フリーライドはできないが、地域における一定の基盤整備により初めて可能になるサービス提供 ⑤地域内の各種非営利組織等の総合調整
法人格の有無、種類	有、認定NPO法人
住民負担割合・使途	構成団体毎に5000円／年
地域の規模	41自治会、6018世帯（未加入世帯含む）、14,232人（未加入者含む）

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 自治会連合会、地区社協、消防団、水防団、PTA、地元商店・企業、個人サークル団体等の各種団体で構成。 平成22年9月、単体組織中心の活動に連携をもたせる必要から、自治会連合会をはじめとした各種団体による丸子まちづくり協議会設立検討会立ち上げ。平成23年4月、協議会を設立、6つの部会（防災、観光、福祉、環境、交通・防犯、従来事業・新規事業）で構成。 平成26年1月NPO法人の認証、平成27年12月認定NPO法人に認定。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 9つの部会（福祉、防災、観光、社会教育、環境、防犯、交通、体育、広報）により幅広い活動を展開。 赤ちゃん訪問、元気な高齢者づくりに取り組むほか、高齢者・障害者の外出を支援する福祉車両の運用。買物支援も可能であり、利用希望者は単位自治会へ相談。 1000人規模の見守り隊を組織し、地域における犯罪防止の体制を構築。 平成23年にアマチュア無線国家試験を誘致、各自治会に試験合格者を確保、アマチュア無線100人体制による自主防災会情報連絡網を整備。 サタデースクールを実施し、学校の授業で学べない部分を補完するほか、子どもが学校の宿題や勉強をすることができる場として寺子屋を開催。

【事例19】芝浦アイランド自治会(東京都港区)

総務省行政経営支援室により調査・確認

ポイント	大規模マンションにおいて、住民全員の参加・負担により、コミュニティ形成行事、美化・防犯、防災に関する諸活動を展開。
着眼の視点	⑥地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例
法人格の有無、種類	無、地縁団体(自治会)
住民負担割合・使途	世帯当り400円※／月、主に「島祭り」等のコミュニティ形成行事の財源 ※ 余剰金は毎年返還しているため、これを考慮すると実質約250円／月
地域の規模	タワーマンション4棟、3,837世帯、約1万人
地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・三井不動産レジデンシャル分譲(2007竣工)。分譲棟2棟の各管理組合と、賃貸棟2棟を運営管理する三井不動産投資顧問の3者で自治会設立(2009)、現在も同3者が自治会の意思決定機関「評議会」を構成。分譲棟住民と賃貸棟住民の全世帯が自治会に加入して一緒に活動。既存の近隣町会(芝浦3・4丁目町会)には賛助会員(正会員にはならない)として参加。 ・自治会の設置期間は2016年11月までとして運営されてきたが、現在、現行会則を延長して今後のあり方について検討する予定。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・美化防犯委員会、マーケティング委員会、防災会などを設け、住民有志による幅広い活動を展開(主に清掃、防犯、交通安全、コミュニティ形成イベント、防災に関する会議、アカデミックなセミナー等)。 ・清掃活動…「グリーンコミュニティ」として年6回開催。SNSを活用した多角的告知、清掃後の住民交流会、近隣町会・行政等との連携、ポイントカード等を用意して活動促進。 ・防犯活動…芝浦3・4丁目町会主催の防犯パトロール「青パト活動」(年2回)や歳末パトロール(年末)に参加、近隣小学校の横断歩道立哨や交通安全教室など。 ・防災活動…年数回、専門家を招いた講義やワークショップ等のイベント開催。防災訓練とおもちゃの交換会を一体化させた「イザ!カエルキャラバン」など。各フロア防災リーダーの決定、防災マニュアル作成。エレベーター停止時に、高層階の高齢者を低層階の施設で受け入れる検討など。 ・広報活動…自治会広報誌「I Land You」発行。HP、Facebookなどでも発信。 ・自治会設立以来、毎秋「島祭り」(ステージ、フードコーナー等)。都度約5000人が参加。 ・現役世代が多く住民の入れ替わりも多いため、特定世代に偏った活動は展開しづらい傾向があるほか、効率的な運営と継続的なノウハウの蓄積が必要。 ・延焼危険性の低い自宅残留地区に指定されており、近隣に1万人を収容可能な避難所が確保されていない。防災に対する意識が高く、管理組合・自治会ともに、目に見える活動を求められている。

【事例20】大山自治会（東京都立川市）

総務省行政経営支援室により調査・確認

ポイント	大規模住宅団体において、住民全員の参加・負担により、高齢者の見守り、地域内の課題解決のための人材バンク構築などを展開。
着眼の視点	⑥地域の住民の全員が加入し、費用を負担して様々な活動を行っている事例
法人格の有無、種類	無、地縁団体（団地自治会）
住民負担割合・使途	世帯当り400円／月、主にコミュニティ形成行事、事務局職員確保の財源
地域の規模	1600世帯、4000人

地域や活動の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・活動地域は、都営上砂町1丁目アパート、通称「大山団地」。昭和38（1963）年完成。同時に、自治会を設立し、以来加入率は継続して100%。 ・都営住宅のほか、高齢者世帯専用「シルバーピア」3棟、都民住宅1棟をあわせた全26棟。団地全体で高齢化率は約30%。平成11年に就任した自治会長のもと、孤独死ゼロ活動を展開、平成16年に目標達成し、以来孤独死ゼロを継続。
主な活動内容・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> ・「いざという時に役立つ自治組織」を目指し、原則、行政からの助成金なし（市街灯補助67万円のみ）で活動することとしている。 ・高齢者対策として、①高齢者見守り体制整備（高齢者名簿の登録と両隣2軒の見守りを義務化、電力・水道・ガス会社・新聞配達から安否確認の協力確保）、②自治会メンバーが葬儀実行委員会となる低コスト葬儀の提供（年約30件）等を実施 ・住民名簿提出（毎年更新）を義務付け。高齢者名簿と子供名簿との3本立て。自治会三役と民生委員、消防署との間で共有。 ・コミュニティ強化のため、夏祭り、運動会、防災ウォークラリーなどのイベント活動を展開。多くの参加あり。いずれも、災害時に助け合う関係づくりを意識した活動。 ・自治会活動に従事した住民のための傷害保険に自治会として加入。 ・住民アンケートをきめ細かく実施、地域内の課題解決のために相談窓口を開設。地域内の様々な技能をもった人的資源を登録する「人材バンク」を構築しており、リクエストに応じ、派遣を調整している。 ・地域周辺の駐車場の管理（民間事業）、公園の管理（市業務）を受託し、自治会が実施主体となることで、駐車場・公園の質の高い管理を実現するとともに、自治会としての活動経費を確保。